

京都大学研究連携基盤要項

平成27年3月25日
総長裁定制定

第1 京都大学（第2第2号において「本学」という。）に、研究連携基盤（以下「基盤」という。）を置く。

第2 基盤は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究所等（別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の連携の強化及び支援に関すること。
- (2) 本学における学際的研究の推進及び支援に関すること。
- (3) 研究所等における研究者育成の推進及び支援に関すること。

第3 基盤に、基盤長を置く。

- 2 基盤長は、研究所等の専任の教授のうちから、第4に定める基盤運営委員会の議を踏まえて、総長が指名する。
- 3 基盤長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 基盤長は、再任されることがある。
- 5 基盤長は、基盤の所務を掌理する。

第4 基盤に、その運営に関する重要事項を審議するため、基盤運営委員会を置く。

- 2 基盤運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 総長が指名する理事 若干名
 - (2) 基盤長
 - (3) 研究所等の長
 - (4) 研究科長 3名
 - (5) 学際融合教育研究推進センター長
 - (6) 南西地区共通事務部長
 - (7) その他基盤長が必要と認める者 若干名

3 前項第4号及び第7号の委員は、基盤長が委嘱する。

第5 基盤運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は基盤長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、基盤運営委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第6 基盤運営委員会は、委員の半数以上が出席し、かつ、第4第2項第4号の委員が1名以上出席しなければ、開会することができない。

- 2 基盤運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 基盤運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7 第4から第6までに定めるもののほか、基盤運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、基盤運営委員会が定める。

第8 基盤に、その運営に関する評価を行うため、基盤評価委員会を置く。

2 基盤評価委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 基盤長

(2) 学外の有識者 若干名

(3) 研究科の専任教員（第4第2項第3号、第4号及び第7号の委員を除く。） 若干名

3 前項第2号及び第3号の委員は、基盤長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、基盤評価委員会の運営に関し必要な事項は、基盤評価委員会が定める。

第9 基盤の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示60号）の定めるところによる。

第10 この要項に定めるもののほか、基盤の組織及び運営に関し必要な事項は、基盤運営委員会の議を経て基盤長が定める。

附 則

1 この要項は、平成27年4月1日から実施する。

2 この要項の実施後最初に指名する基盤長については、第3第2項の規定にかかわらず、基盤設置検討委員会の議を踏まえて指名するものとする。

別表

化学研究所
人文科学研究所
再生医科学研究所
エネルギー理工学研究所
生存圏研究所
防災研究所
基礎物理学研究所
ウイルス研究所
経済研究所
数理解析研究所
原子炉実験所
霊長類研究所
東南アジア研究所
i P S細胞研究所
学術情報メディアセンター
放射線生物研究センター
生態学研究センター
地域研究統合情報センター
野生動物研究センター
フィールド科学教育研究センター
こころの未来研究センター
物質 - 細胞統合システム拠点